

○大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年規則第六号） 新旧対照表

改正案

現行

第一条～第九条（略）

第一条～第九条（略）

（排水に関する規制基準）

（排水に関する規制基準）

第十条 条例第五条第三項第一号の排水特定物質は、別表第七の上欄の種類に掲げる物質とし、同項の排水に関する規制基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、同表の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十条 条例第五条第三項第一号の排水特定物質は、別表第七の上欄の種類に掲げる物質とし、同項の排水に関する規制基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、同表の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 条例第五条第三項第二号の規則で定める水の汚染状態を示す項目は、次のとおりとし、同項の排水に関する規制基準のうち同項第二号に掲げる事項に係るものは、別表第八のとおりとする。

2 条例第五条第三項第二号の規則で定める水の汚染状態を示す項目は、次のとおりとし、同項の排水に関する規制基準のうち同項第二号に掲げる事項に係るものは、別表第八のとおりとする。

一～六（略）

一～六（略）

七 大腸菌数

七 大腸菌群数

八～十五（略）

八～十五（略）

第十一条～第三十四条（略）

第十一条～第三十四条（略）

別表第一～六（略）

別表第一～六（略）

別表第七（第十条関係）

別表第七（第十条関係）

（平一二規則二一九・一部改正）

（平一二規則二一九・一部改正）

排水特定物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム 〇・〇三ミリグラム
(略)	(略)

排水特定物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム 〇・一ミリグラム
(略)	(略)

備考 1 2 (略)	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム 〇・二ミリグラム
	(略)	(略)
	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラ ム
	(略)	(略)
	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
	(略)	(略)
	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出さ れるもの一リットルにつきほう 素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの一リット ルにつきほう素二三〇ミリグラ ム
	ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出さ れるもの一リットルにつきふつ 素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リット ルにつきふつ素一五ミリグラム
	アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性 窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝 酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 量一〇〇ミリグラム
	一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラ ム

備考 1 2 (略)	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム 〇・五ミリグラム
	(略)	(略)
	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラ ム
	(略)	(略)
	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラ ム
	(略)	(略)
	ほう素含有量	(新設)
	ふつ素含有量	一リットルにつき 八ミリグラム
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

3 排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十三年環境省令第二十一号)及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和六年環境省令第四号)附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同環境省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

4 (略)

別表第八(第十条関係)

(平一二規則一一九・令四規則一七・一部改正)

一 第十条第二項第一号から第七号までに掲げる項目の許容限度は、次の表の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

項目	許容限度
(略)	(略)
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム
(略)	(略)
大腸菌群数	一ミリリットルにつき八〇〇コロニー形成単位

備考

1 (略)

2 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成十八年環境省令第三十三号)附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同環境省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

3 特定工場等に二以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの許容限度を適用する。

二 第十条第二項第八号から第十五号までに掲げる項目の許容

3 排水基準を定める総理府令の一部を改定する総理府令(平成五年総理府令第五十四号)

附則別表の中欄

に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同総理府令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

4 (略)

別表第八(第十条関係)

(平一二規則一一九・令四規則一七・一部改正)

一 第十条第二項第一号から第七号までに掲げる項目の許容限度は、次の表の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

項目	許容限度
(略)	(略)
亜鉛含有量	一リットルにつき五ミリグラム
(略)	(略)
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個

備考

1 (新設)

2 特定工場等に二以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの許容限度を適用する。

二 第十条第二項第八号から第十五号までに掲げる項目の許容



(略)	三の二十四・二(規格K〇一〇二―三の二十四・二・二は除く)に定める方法)又は規格K〇一〇二―三の二十四・三・二に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本産業規格K〇一七〇―七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	(略)
-----	---	-----

別表第十〇十四 (略)

別表第十五 (第二十四条関係)

(平一二規則一一九・一部改正)

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇二ミリグラム
(略)	(略)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
一・二―ジクロロエチ	一リットルにつき〇・二―ジ

(略)	一〇二の六十五・一に定める方法)	(略)
-----	------------------	-----

別表第十〇十四 (略)

別表第十五 (第二十四条関係)

(平一二規則一一九・一部改正)

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
(略)	(略)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二―ジクロロエチ	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム

レン	クロロエチレン及びトランスー・ 二ージクロロエチレンの合計量〇・ 〇四ミリグラム
(略)	(略)
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラ ム
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・八ミリ グラム
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量一〇ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグ ラム
一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラ ム
備考 (略)	
第1号様式	
(略)	
第2号様式	
(略)	
第3号様式 削除 (令5規則32)	
第4号様式	
(略)	
第5号様式	
(略)	

レン	ム
(略)	(略)
(新設)	(新設)
備考 (略)	
第1号様式	
(略)	
第2号様式	
(略)	
第3号様式 削除 (令5規則32)	
第4号様式	
(略)	
第5号様式	
(略)	

第6号様式

(略)

第7号様式

(略)

第8号様式(その1)

(略)

第8号様式(その2)

(略)

第9号様式

(略)

第6号様式

(略)

第7号様式

(略)

第8号様式(その1)

(略)

第8号様式(その2)

(略)

第9号様式

(略)